

子ども・子育て支援新制度における事業者向け説明会

議 事

- | | | |
|----|--|--------|
| 1 | 施設運営に関する留意点 | 資料Ⅰ |
| 2 | 事故防止と事故対応 | 資料Ⅰ |
| 3 | 保育所保育指針・「よこはま☆保育・教育宣言」 | 資料Ⅰ |
| 4 | 自己評価・第三者評価 | 資料Ⅰ |
| 5 | 障害児保育教育対象児童等の認定について | 資料Ⅰ |
| 6 | 新型コロナウイルスの感染者が園で確認された場合の対応について | 資料Ⅰ |
| 7 | 災害への備え・対応について | 資料Ⅰ |
| 8 | 土曜日共同保育の変更点について | 資料Ⅰ |
| 9 | 保育所委託費の弾力運用について | 資料Ⅱ |
| 10 | 請求事務の概要等について | 資料Ⅱ |
| 11 | 公定価格の令和3年度の変更点 | 資料Ⅱ |
| 12 | 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費 | 説明テキスト |
| 13 | 向上支援費の令和3年度の変更点 | 資料Ⅱ |
| 14 | 保育所等における業務効率化推進事業について | 資料Ⅱ |
| 15 | 実費徴収に係る補足給付事業について | 資料Ⅱ |
| 16 | 一時保育事業について | 資料Ⅱ |
| 17 | 休日保育について | 資料Ⅱ |
| 18 | 幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等が
備えるべき基準について | 資料Ⅱ |
| 19 | 地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について | 資料Ⅱ |
| 20 | 令和3年度保育士確保の取組について | 資料Ⅱ |
| 21 | 令和3年度現況確認について | 資料Ⅱ |
| 22 | 事務連絡 | 資料Ⅱ |

■お問い合わせ先

機構改革に伴い、一部お問い合わせ先が変更となります。

令和3年3月31日までと4月1日以降でお問い合わせ先が一部異なります。

【令和3年3月31日まで】

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
2	事故防止と事故対応		
3	保育所保育指針・「よこはま☆保育・教育宣言」	保育・教育人材課	045-671-2397
4	自己評価・第三者評価		
5	障害児保育教育対象児童等の認定について		
6	新型コロナウイルスの感染者が園で確認された場合の対応について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
7	災害への備え・対応について		
8	土曜日共同保育の変更点について		
9	保育所委託費の弾力運用について		
10	請求事務の概要等について	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202
	※請求明細作成ソフトの操作について	ヘルプデスク	0570-023555
11	公定価格の令和3年度の変更点（※）	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202
12	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費について（※）		
13	向上支援費の令和3年度の変更点（※）		
14	保育所等における業務効率化推進事業について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
15	実費徴収に係る補足給付事業について（※）	保育・教育運営課 給付担当	045-671-0202
16	一時保育事業について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-0234
17	休日保育について		
18	幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について		045-671-3564
19	地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設について	こども施設整備課	045-671-4146
20	令和3年度保育士確保の取組について	保育対策課	045-671-4469
21	令和3年度現況確認について	保育・教育運営課 認定・利用調整担当	045-671-0253
	（※）制度に関するお問い合わせ	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564

【令和3年4月1日以降】

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
2	事故防止と事故対応		
3	保育所保育指針・「よこはま☆保育・教育宣言」	子育て支援課 人材育成係	045-671-2397
4	自己評価・第三者評価		
5	障害児保育教育対象児童等の認定について		
6	新型コロナウイルスの感染者が園で確認された 場合の対応について	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
7	災害への備え・対応について		
8	土曜日共同保育の変更点について		
9	保育所委託費の弾力運用について		
10	請求事務の概要等について	保育・教育給付課	045-671-0202
	※請求明細作成ソフトの操作について	ヘルプデスク	0570-023555
11	公定価格の令和3年度の変更点	保育・教育給付課	045-671-0202
12	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費につい て		
13	向上支援費の令和3年度の変更点（※）		
14	保育所等における業務効率化推進事業について	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
15	実費徴収に係る補足給付事業について（※）	保育・教育給付課	045-671-0202
16	一時保育事業について	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
17	休日保育について		
18	幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て 支援施設等が備えるべき基準について		
19	地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連 携施設について	こども施設整備課	045-671-4146
20	令和3年度保育士確保の取組について	保育対策課	045-671-4469
21	令和3年度現況確認について	保育・教育認定課	045-671-0253
	（※）制度に関するお問い合わせ	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564

■本日の説明会資料のアップロード先

- ・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者向け説明会(横浜市ウェブページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/setumeikai.html>

■その他、参考になるウェブページ

- ・新制度全般(内閣府ウェブページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

こども青少年局子育て支援部の機構改革に伴う所管業務の変更について

1 機構改革の趣旨

保育所・幼稚園等に共通した保育の質の向上への取組のほか、幼児教育・保育無償化対応による業務増を踏まえ、部内の業務分担を見直すなど、業務を効率的に進めるため、子育て支援部の一部を再編します。

〈保育所等を取巻く状況〉

- 保育所保育指針等が改訂され、保育所・幼稚園に共通して保育の質向上への取組が必要
- 幼児教育・保育の無償化により、認定や給付、指導等の業務においては、保育所、幼稚園、認定こども園等に共通の業務が新たに生じている。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大や風水害による影響の甚大化等に伴い、保育・教育施設の休園を含めた運営に関する方針決定等の業務が大幅に増加

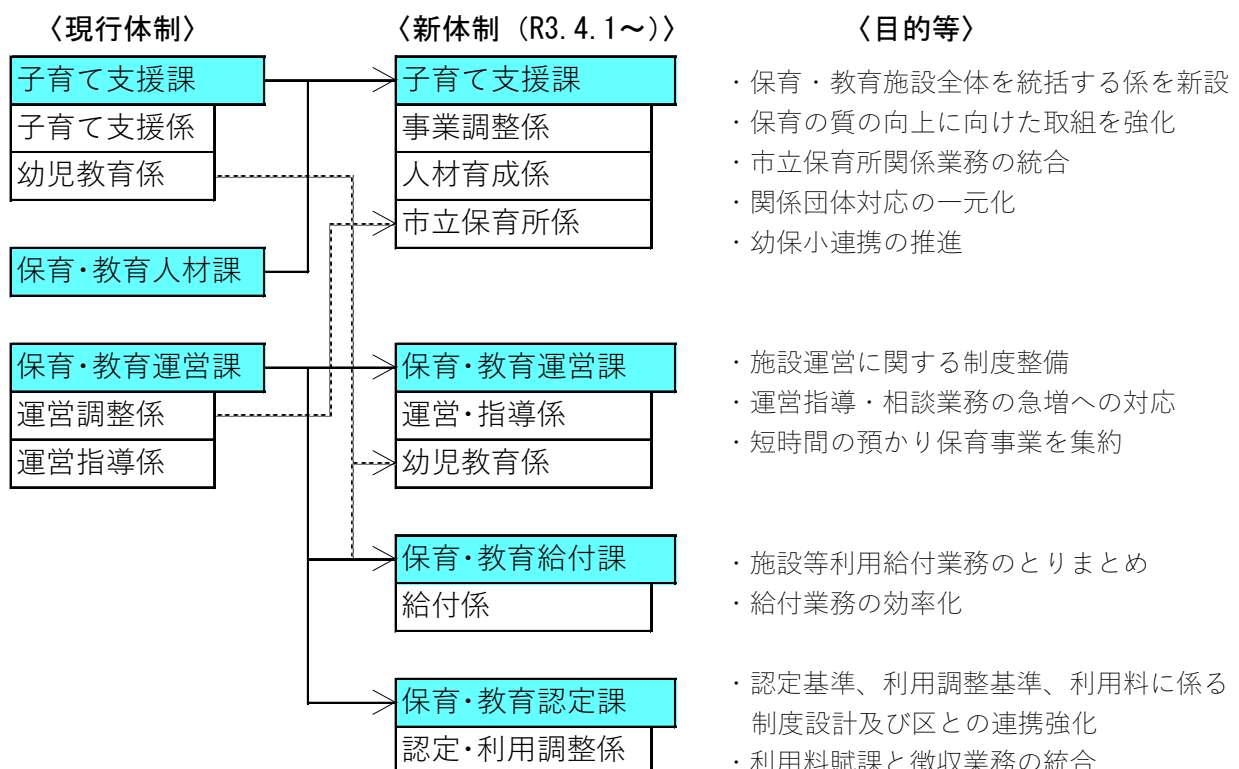
2 新たな執行体制

「子育て支援課」に「保育・教育人材課」、「保育・教育運営課 運営調整係（民間移管業務担当含む）」を統合します。

また、「子育て支援課 幼児教育係」を「保育・教育運営課」に移管した上で、

「保育・教育運営課」、「保育・教育給付課」、「保育・教育認定課」の3課に再編成します。

なお、依然として保育ニーズは高く、待機児童対策を推進していく必要があることから「保育対策課」及び「こども施設整備課」は現状の体制を維持します。



3 新たな執行体制における所管業務（令和3年4月以降）

課・係名		主な事業・業務内容
子育て支援課	事業調整係 TEL：045-671-4157(右1-3) 3731(右4) Email:kd-koshien @city.yokohama.jp	1 子育て支援に係る企画・調整に関する事 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整に関する事 3 地域における子育て支援の推進に関する事 4 幼保小連携に関する事
	人材育成係 TEL：045-671-2397 Email:kd-jinzai @city.yokohama.jp	1 保育・教育施設等向けの研修、質の向上に関する事 2 保育所等の保育内容に関する事
	市立保育所係 TEL：045-671-2396(右1・2) 2400(右3) Email:kd-koshien @city.yokohama.jp	1 市立保育所の運営に関する事 2 保育・教育施設等の給食に関する事 3 市立保育所の民間移管に関する事
保育・教育運営課	運営・指導係 TEL：045-671-3564 Email:kd-uneishidou @city.yokohama.jp	1 公定価格・向上支援費に関する事 2 保育・教育施設の指導に関する事 3 横浜保育室事業、認可外保育施設に関する事(※) 4 一時保育事業、乳幼児一時預かり事業に関する事(※) 5 延長保育事業に関する事 6 実費徴収に関する事 7 委託費の弾力運用に関する事 8 特定子ども・子育て支援施設等の指導・監査に関する事 (※助成金の支払いに関する事を除く)
	幼児教育係 TEL：045-671-2085 Email:kd-yojikyoiku @city.yokohama.jp	1 幼稚園等市型預かり保育事業の制度、研修、質の向上に関する事 2 幼稚園2歳児受入れ推進事業に関する事 3 幼稚園の子ども子育て支援新制度への移行に関する事 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関する事
保育・教育給付課	給付係 TEL：045-671-0202(右1) 0225(右2・3) 0234(右4・5) 0233(右6) Email:kd-hkkyufu @city.yokohama.jp	1 給付費・委託費の請求事務に関する事 2 施設等利用給付(私学助成幼稚園)に関する事 3 幼稚園市型預かり保育等の支払に関する事 4 横浜保育室事業の助成金の支払に関する事 5 認可外保育施設への助成金の支払に関する事 6 施設等利用給付(償還払い)に関する事
保育・教育認定課	認定・利用調整係 TEL：045-671-0253～0256、0259 Email:kd-hknintei @city.yokohama.jp	1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等に関する事 2 保育所等の利用調整に係る基準等に関する事 3 保育所等の利用者負担額(利用料)に関する事

※令和3年3月時点の内容であり、今後変更される場合があります。

締切日	書類名称	HP掲載場所	依頼課	提出先
4/5 (月)	<p>○処遇改善等加算I申請関係書類 ・加算率等認定申請書(処遇I) 第1号様式の1 ・職員履歴報告書(処遇I) A票 第1号様式の2 ・職員状況報告書(処遇I) B票 第1号様式の3 ○公定価格加算・調整項目届出書 ○向上支援費加算状況等届出書 ○延長保育事業費加算状況等届出書(幼稚園は除く) ○雇用状況表(家庭的保育事業は当月分の請求書を送付する際に添付) ○その他必要書類(加算ごとに必要な書類は異なります)</p>	<p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyuiimu.html</p> <p>トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら</p> <p>必要な様式に応じて下線のページに進んでください。 ○処遇改善等加算I申請関係書類 令和3年度の処遇改善等加算等について</p> <p>○公定価格加算・調整項目届出書 ○向上支援費加算状況等届出書 ○延長保育事業費加算状況等届出書(幼稚園は除く) ○雇用状況表 ○アレルギ一児童数報告書 各種様式</p>	<p><令和2年度まで> 保育・教育運営課 給付担当 045-671-0202</p> <p><令和3年度以降> 保育・教育給付課 045-671-0202</p>	<p><令和2年度まで> 保育・教育運営課 給付担当</p> <p><令和3年度以降> 保育・教育給付課 市内施設給付担当</p>
	<p>○アレルギ一児童数報告書(4月分)</p>		<p><令和2年度まで> 保育・教育運営課 給付担当 045-671-0202</p> <p><令和3年度以降> 保育・教育給付課 045-671-0202</p>	<p>【原本】 各区役所 子ども家庭支援課</p>

【新設園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、**資格職の資格証の写し(全員分)**を添付してください。
 5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者の履歴書(児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書(児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合)も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。

【既存園】

新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者が変更となった場合は、再度対象職員の履歴書(児童福祉事業等に2年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書(児童福祉事業等の従事経験が2年未満の場合)も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。

締切日	書類名称	HP掲載場所	依頼課	提出先
4/7 (水)	保育士宿舍借り上げ支援事業 令和2年度実績報告書類	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoiji/taiki/hoikushikakuho.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策>保育士確保の施策	保育対策課 045-671-4469	本事業委託事業者
4/7 (水)	重要事項説明書 (3年度版)	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ ※ひな形を掲載しています。	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 子ども家庭支援課
4/9 (金)	土曜日共同保育年間計画書 (5月から開始)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/youkou.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら>各種要綱・要領	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 子ども家庭支援課
4/30(金)	業務管理体制の整備に関する届出/変更届出 ※業務管理体制を新規に整備する時、業務管理体制の変更がある時および届出先の変更がある場合のみ	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html#gyomukanritaisei トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ 業務管理体制の届出について	保育・教育運営課 指導等担当	保育・教育運営課 指導等担当
5/31 (月)	保育士宿舍借り上げ支援事業 令和3年度新規申請書類	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoiji/taiki/hoikushikakuho.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策>保育士確保の施策	保育対策課 045-671-4469	本事業委託事業者
4/1以降 加算適用 申請を行 う当月15 日まで	障害児等受入加算に係る必要書類 「障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更) 通知書 (写)」 及び 「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書 (施設・事業者 → 保護者説明用) (写)」 ※令和3年4月1日以降に認定 (変更) 申請を行う児童分 (令和3年3月31日以前に認定 (変更) 申請を行った児童については、「障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更) 通知書 (写)」のみ)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoiji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式> 給付対象施設・事業 要綱・様式	<令和2年度まで> 保育・教育人材課 045-671-2397 <令和3年度以降> 子育て支援課 045-671-2397	<令和3年度以降> 保育・教育給付課 市内施設給付担当